

旭川医科大学財務委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学財務委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学財務委員会規程（平成27年旭医大達第73号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長 (2) 理事（財務担当） (3) 副学長 <u>(4) 学科長（新設）</u> (5) 事務局長 (6) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第<u>6</u>号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>第4条～第10条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年1月26日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 本学の予算決定への関与について、学科長の位置付けと役割を明確に示すため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長 (2) 理事（財務担当） (3) 副学長</p> <p>(4) 事務局長 (5) その他学長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第<u>5</u>号の委員は、学長が委嘱する。</p> <p>第4条～第10条（略）</p>